

平成 25・26 年度調査対象業務区分表

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 平成 24 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築 設計	保全建築設計	居住中の共同住宅における保全工事に係る設計・積算業務 主な工事 外壁修繕工事 屋根断熱防水工事 建具等塗装工事 外回り建具改修工事 集会所修繕工事 エントランス改修工事 共用部改修工事 リニューアル等住戸内改修工事 他	40 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 一級建築士事務所登録のある者であること。 2. 一級建築士の有資格者を 2 名以上有する者であること。 3. 機構又は公的機関から過去 10 年度以内（平成 15 年度以降）に対象業務と同種（ただし、建具等塗装工事は除く。）の元請としての実績が 1 件以上あること。 4. 当機構における平成 25・26 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。

※1 共同住宅とは、RC 造又は SRC 造の世帯向け共同住宅をいう。

※2 設計業務を実施した場合は、その者と資本若しくは人事面で関係がある者(※3)は当該設計業務に係る工事の入札に参加することができない。

※3 資本若しくは人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

① 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 業務の実績は設計業務によるものに限る。（積算業務の実績は認めない）。

※5 当該設計業務に係る工事の入札参加、及び下請負人又は資材業者としての参画は認めない。

※6 個別選定方式による競争入札を除く。

※7 別途、業務により配置技術者(再委託可)の配置等、個別の要件を求めることがある。

※8 機構支援業務(事務処理業務・発注等支援業務・設計品質確認等業務)受注者の管理技術者は、本設計業務の管理技術者を兼ねることができない。

平成 25・26 年度調査対象業務区分表

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 平成 24 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築 設計	建築積算	共同住宅等における建築工事に係る積算業務 ・共同住宅建築工事 ・施設建築物建築工事等	17 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 建築積算士の有資格者を 1 名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去 10 年（平成 15 年度以降）に対象業務（数量積算を含む）と同種の元請としての実績が 1 件以上あること。 3. 当機構における平成 25・26 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件等）） ・建築積算士取得後経験年数 5 年以上の管理技術者を配置できること。 ・建築積算士の資格を有する照査技術者を別途配置できること。

※1 共同住宅とは、RC 造又は SRC 造の世帯向け共同住宅をいう。

※2 設計業務を実施した場合は、その者と資本若しくは人事面で関係がある者(※3)は当該設計業務に係る工事の入札に参加することができない。

※3 資本若しくは人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

① 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 当該設計業務に係る工事の入札参加、及び下請負人又は資材業者としての参画は不可とする。

※5 機構支援業務(設計品質確認業務・基盤整備関連業務)受注者は当該地区における図面確認業務を行う者と設計者は異なる担当技術者とする。

※6 個別選定方式による競争入札を除く。

※7 別途、業務により配置技術者(再委託可)の配置等、個別の要件を求めることがある。

平成 25・26 年度調査対象業務区分表

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 平成 24 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
土木 設計	土木設計	共同住宅等に係る土木施設（道路、駐車場、下水道、擁壁、雑工作物等）や建物等解体を複合的に行う土木工事の設計・積算業務 居住中の共同住宅における土木修繕工事に係る設計・積算業務 主な工事 道路通路等修繕工事 屋外環境整備（土木）工事 駐車場等整備工事 汚水（排水）管修繕工事 他	26 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 技術士（総合技術監理部門・建設部門）又は RCCM のいずれかの有資格者を 1 名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去 10 年（平成 15 年度以降）に対象業務と同種の業務について、元請としての実績が 1 件以上あること。 3. 当機構における平成 25・26 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。

※1 共同住宅とは、RC 造又は SRC 造の世帯向け共同住宅をいう。

※2 設計業務を実施した場合は、その者と資本若しくは人事面で関係がある者(※3)は当該設計業務に係る工事の入札に参加することができない。

※3 資本若しくは人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

① 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 当該設計業務に係る工事の入札参加、及び下請負人又は資材業者としての参画は不可とする。

※5 機構支援業務(設計品質確認業務・基盤整備関連業務)受注者は当該地区における図面確認業務を行う者と設計者は異なる担当技術者とする。

※6 個別選定方式による競争入札を除く。

※7 別途、業務により配置技術者(再委託可)の配置等、個別の要件を求めることがある。

平成 25・26 年度調査対象業務区分表

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 平成 24 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
土木 設計	造園設計	共同住宅等（居住中共同住宅及び付随する移管公園・緑道等を含む）に係る造園工事ならびに造園再整備工事の設計・積算業務	13 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県・和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 国の建設コンサルタント登録「造園部門」がある者であること。 2. 技術士（総合技術監理部門・建設部門（都市及び地方計画、建設環境）又は RCCM（造園、都市計画及び地方計画）のいずれかの有資格者を 1 名以上有する者であること。 3. 機構又は公的機関から過去 10 年（平成 15 年度以降）に対象業務と同種の元請としての実績が 1 件以上あること。 4. 当機構における平成 25・26 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・技術士（総合技術監理部門・建設部門（都市及び地方計画、建設環境）又は RCCM（造園、都市計画及び地方計画）の資格を有する照査技術者を別途配置できること。

※1 共同住宅とは、RC 造又は SRC 造の世帯向け共同住宅をいう。

※2 設計業務を実施した場合は、その者と資本若しくは人事面で関係がある者(※3)は当該設計業務に係る工事の入札に参加することができない。

※3 資本若しくは人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

① 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 当該設計業務に係る工事の入札参加、及び下請負人又は資材業者としての参画は不可とする。

※5 機構支援業務(設計品質確認業務・基盤整備関連業務)受注者は当該地区における図面確認業務を行う者と設計者は異なる担当技術者とする。

※6 個別選定方式による競争入札を除く。

※7 別途、業務により配置技術者(再委託可)の配置等、個別の要件を求めることがある。

平成 25・26 年度調査対象業務区分表

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 平成 24 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
測量	測量	人口集中地区（DID 地区）における測量業務（ニュータウン事業を除く）	11 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 測量士の有資格者を 1 名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去 10 年（平成 15 年度以降）に対象業務と同種の業務について元請としての実績が 1 件以上あること。 3. 当機構における平成 25・26 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。

※1 個別選定方式による競争入札を除く。

平成 25・26 年度調査対象業務区分表

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 平成 24 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
補償	家屋調査	工事等に係る家屋事前調査、家屋事後調査及び補償費の算定等（ニュータウン事業を除く）	3 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいずれかに所在する者であること。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 補償業務管理士又は一級建築士の有資格者を 1 名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去 10 年（平成 15 年度以降）に対象業務と同種の業務について元請としての実績が 1 件以上あること。 3. 当機構における平成 25・26 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。

※1 個別選定方式による競争入札を除く。

平成 25・26 年度調査対象業務区分表

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 平成 24 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
調査	土壌調査	土壌汚染に係る調査 (地歴調査・現地調査・分析等)(ニュータウン事業を除く)	0 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいずれかに所在する者であること。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土壌汚染対策法に基づく「指定調査機関」の登録があること。 2. 環境計量士(濃度関係)の有資格者を 1 名以上有する者であること。 3. 機構又は公的機関から過去 10 年(平成 15 年度以降)に対象業務と同種の業務について元請としての実績が 1 件以上あること。 4. 当機構における平成 25・26 年度一般競争参加資格(建設工事)の登録がないこと。

※1 個別選定方式による競争入札を除く。

平成 25・26 年度調査対象業務区分表

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 平成 24 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築 監理	建築工事監理	共同住宅（施設との複 合建物を含む）又は小 規模施設の新築工事に 係る工事監理 ※共同住宅とは（階数 20 階未満かつ高さ 60m 以下の建物に限る） ※小規模施設とは（延 床面積 7,000 ㎡未満に 限る）	3 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都 府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいず れかに所在する者であること。	1. 一級建築士の有資格者を 2 名以上有する者で あること。 2. 機構又は公的機関から過去 10 年（平成 15 年 度以降）に対象業務と同種の元請としての実績 〔共同住宅（RC 造又は SRC 造、地上 6 階以上） に限る〕が 2 件以上あること。 3. 当機構における平成 25・26 年度一般競争参加 資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・一級建築士取得後 5 年以上の実務経験を有し、 業務の統括管理を 5 年以上継続している者を管 理技術者として配置できること。

※1 共同住宅とは、RC 造又は SRC 造の世帯向け共同住宅をいう。

※2 工事を受注した業者と資本若しくは人事面で関係がある者(※3)は業務を受注することができない。

※3 資本若しくは人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

① 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 個別選定方式による競争入札を除く。

平成 25・26 年度調査対象業務区分表

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 平成 24 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築 監理	保全建築工事 監理（一般）	外壁修繕工事、その他 これに類する居住中の 共同住宅（RC 又は SRC 造）における修繕工事 の工事監理	11 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 一級建築士の有資格者を 2 名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去 10 年（平成 15 年度以降）に対象業務と同種の元請としての実績が 1 件以上あること。 3. 当機構における平成 25・26 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・一級建築士取得後 5 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 5 年以上継続している者を管理技術者として配置できること。

※1 共同住宅とは、RC 造又は SRC 造の世帯向け共同住宅をいう。

※2 工事を受注した業者と資本若しくは人事面で関係がある者(※3)は業務を受注することができない。

※3 資本若しくは人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

① 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 個別選定方式による競争入札を除く。

平成 25・26 年度調査対象業務区分表

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 平成 24 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築 監理	保全建築工事 監理（住棟改 修）	既存共同住宅に係る耐 震改修工事（スリット 設置など簡易なものを 除く）、エレベーター設 置工事、増築工事、そ の他の住棟改修工事に 係る工事監理	1 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都 府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のい ずれかに所在する者であること。	1. 一級建築士の有資格者を 2 名以上有する者 であること。 2. 機構又は公的機関から過去 10 年（平成 15 年 度以降）に対象業務と同種の元請としての実績が 1 件以上あること。 3. 当機構における平成 25・26 年度一般競争参加 資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・一級建築士取得後 5 年以上の実務経験を有し、 業務の統括管理を 5 年以上継続している者を管 理技術者として配置できること。

※1 共同住宅とは、RC 造又は SRC 造の世帯向け共同住宅をいう。

※2 工事を受注した業者と資本若しくは人事面で関係がある者(※3)は業務を受注することができない。

※3 資本若しくは人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

① 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 個別選定方式による競争入札を除く。

平成 25・26 年度調査対象業務区分表

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 平成 24 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築 監理	保全機械設備 工事監理	居住中の共同住宅（付 帯施設及び屋外工作物 を含む）の保全・改修 工事に係る機械設備工 事監理	6 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都 府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のい ずれかに所在する者であること。	1. 設備設計一級建築士、管工事施工管理技 士、建築設備士、技術士（機械部門 or 衛生工 学部門）のいずれかの有資格者を 1 名以上有 する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去 10 年（平成 15 年度以降）に対象業務と同種の元請として の実績（RC 造又は SRC 造に限る）が 1 件以上 あること。 3. 当機構における平成 25・26 年度一般競争 参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・「建築設備士」、又は、「設備設計一級建 築士、技術士、1 級管工事施工管理技 士」の資格取得後 2 年以上の実務経験を有 し、業務の統括管理を 2 年以上継続して いる者を管理技術者として配置できること。

※1 共同住宅とは、RC 造又は SRC 造の世帯向け共同住宅をいう。

※2 工事を受注した業者と資本若しくは人事面で関係がある者(※3)は業務を受注することができない。

※3 資本若しくは人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

① 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 個別選定方式による競争入札を除く。

平成 25・26 年度調査対象業務区分表

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 平成 24 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築 監理	保全電気設備 工事監理	居住中の共同住宅（付 帯施設及び屋外工作物 を含む）の保全・改修 工事に係る電気設備工 事監理	4 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都 府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のい ずれかに所在する者であること。	1. 設備設計一級建築士、電気主任技術者、電気 工事施工管理技士、建築設備士、技術士（電気電 子部門）のいずれかの有資格者を 1 名以上有する 者であること。 2. 機構又は公的機関から過去 10 年（平成 15 年 度以降）に対象業務と同種の元請としての実績 （RC 造又は SRC 造に限る）が 1 件以上あること。 3. 当機構における平成 25・26 年度一般競争参加 資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・「建築設備士」、又は、「設備設計一級建築士、 技術士、電気主任技術者」の資格取得後 3 年以上 の実務経験を有し、業務の統括管理を 3 年以上継 続している者を管理技術者として配置できるこ と。

※1 共同住宅とは、RC 造又は SRC 造の世帯向け共同住宅をいう。

※2 工事を受注した業者と資本若しくは人事面で関係がある者(※3)は業務を受注することができない。

※3 資本若しくは人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

① 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 個別選定方式による競争入札を除く。

平成 25・26 年度調査対象業務区分表

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 平成 24 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
土木 監理	保全土木工事 監理	居住中の共同住宅に係る屋外付帯施設の修繕・改修土木工事の監理 居住中の共同住宅（付随する移管公園、緑道等を含む）の保全・改修に係る造園工事の工事監理 （エリア経営部及び住まいセンター発注工事の監理に限る。）	4 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 1 級土木施工管理技士、1 級造園施工管理技士又は技術士（建設部門）のいずれかの有資格者を 1 名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去 10 年（平成 15 年度以降）に対象業務と同種の元請としての実績が 1 件以上あること。 3. 当機構における平成 25・26 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと （補足事項（入札時の参加要件）） ・ 1 級土木施工管理技士、1 級造園施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格取得後 5 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 5 年以上継続している者を管理技術者として配置できること。

※1 共同住宅とは、RC 造又は SRC 造の世帯向け共同住宅をいう。

※2 工事を受注した業者と資本若しくは人事面で関係がある者(※3)は業務を受注することができない。

※3 資本若しくは人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

① 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 個別選定方式による競争入札を除く。

平成 25・26 年度調査対象業務区分表

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 平成 24 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築 設計	耐震改修設計	居住中の共同住宅における主として耐震改修工事に係る基本設計・実施設計・積算業務	5 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 一級建築士事務所登録のある者であること。 2. 一級建築士の有資格者を 2 名以上有する者であること。 3. 機構又は公的機関から過去 10 年度以内（平成 15 年度以降）に下記の実績（①については元請けとしての実績）がそれぞれ 1 件以上あること。 ①居住中の共同住宅に係る耐震改修工事の設計業務 ②耐震改修設計について第三者機関による評定評価の取得 4. 当機構における平成 25・26 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項） ・一級建築士取得後実務経験 3 年以上の管理技術者を配置できること。

※1 共同住宅とは、RC 造又は SRC 造の世帯向け共同住宅をいう。

※2 設計業務を実施した場合は、その者と資本若しくは人事面で関係がある者（※3）は当該設計業務に係る工事の入札に参加することができない。

※3 資本若しくは人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

① 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 業務の実績は設計業務によるものに限る。（積算業務の実績は認めない）。

※5 当該設計業務に係る工事の入札参加、及び下請負人又は資材業者としての参画は認めない。

※6 個別選定方式による競争入札を除く。

※7 別途、業務により配置技術者（再委託可）の配置等、個別の要件を求めることがある。

※8 機構支援業務（事務処理業務・発注等支援業務・設計品質確認等業務）受注者の管理技術者は、本設計業務の管理技術者を兼ねることができない。

平成 25・26 年度調査対象業務区分表

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 平成 24 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築 設計	保全・改修機械 設備設計	居住中の共同住宅にお ける機械設備保全・改 修工事に係る設計・積 算業務 主な工事 ・給水管修繕工事 ・給水ポンプ修繕工事 他	8 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都 府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のい ずれかに所在する者であること。	1. 建築設備士の有資格者かつ設備設計一級建 築士、管工事施工管理技士、消防設備士（甲 種）、技術士（機械部門又は衛生工学部門） のいずれかの有資格者をそれぞれ 1 名以上 有する者であること。ただし同一人物がそれ ぞれの資格を所持する場合は 1 名以上でよ い。 2. 機構又は公的機関から過去 10 年度以内（平 成 15 年度以降）に対象業務と同種の元請と しての実績が 1 件以上又は下請としての実 績が 5 件以上あること。 3. 当機構における平成 25・26 年度一般競争参加 資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項） ・法申請を伴う設計業務を行う場合がある ので、一級建築士事務所登録の有無及び設備設計一級 建築士の有無について確認する。

※1 共同住宅とは、RC 造又は SRC 造の世帯向け共同住宅をいう。

※2 設計業務を実施した場合は、その者と資本若しくは人事面で関係がある者（※3）は当該設計業務に係る工事の入札に参加することができない。

※3 資本若しくは人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

① 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 業務の実績は設計業務によるものに限る。（積算業務の実績は認めない）。

※5 当該設計業務に係る工事の入札参加、及び下請負人又は資材業者としての参画は認めない。

※6 個別選定方式による競争入札を除く。

※7 別途、業務により配置技術者（再委託可）の配置等、個別の要件を求めることがある。

※8 機構支援業務（事務処理業務・発注等支援業務・設計品質確認等業務）受注者の管理技術者は、本設計業務の管理技術者を兼ねることができない。

平成 25・26 年度調査対象業務区分表

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 平成 24 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築 設計	保全・改修電気 設備設計	居住中の共同住宅にお ける電気設備保全・改 修工事に係る設計・積 算業務 主な工事 消防設備修繕工事 自家用電気工作物修 繕工事 共用灯（照明器具修 繕工事） 他	8 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都 府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のい ずれかに所在する者であること。	1. 建築設備士の有資格者かつ設備設計一級建築 士、電気主任技術者、電気工事施工管理技士、 消防設備士（甲種）、技術士（電気電子部門） のいずれかの有資格者をそれぞれ 1 名以上有 する者であること。ただし同一人物がそれぞ れの資格を所持する場合は 1 名以上でよい。 2. 機構又は公的機関から過去 10 年度以内（平 成 15 年度以降）に対象業務と同種の元請と しての実績が 1 件以上又は下請としての実績 が 5 件以上あること。 3. 当機構における平成 25・26 年度一般競争参加 資格（建設工事）の登録がないこと。 (補足事項) ・法申請を伴う設計業務を行う場合があるので、 一級建築士事務所登録の有無及び設備設計一 級建築士の有無について確認する。

※1 共同住宅とは、RC 造又は SRC 造の世帯向け共同住宅をいう。

※2 設計業務を実施した場合は、その者と資本若しくは人事面で関係がある者(※3)は当該設計業務に係る工事の入札に参加することができない。

※3 資本若しくは人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

① 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 業務の実績は設計業務によるものに限る。(積算業務の実績は認めない)。

※5 当該設計業務に係る工事の入札参加、及び下請負人又は資材業者としての参画は認めない。

※6 個別選定方式による競争入札を除く。

※7 別途、業務により配置技術者(再委託可)の配置等、個別の要件を求めることがある。

※8 機構支援業務(事務処理業務・発注等支援業務・設計品質確認等業務)受注者の管理技術者は、本設計業務の管理技術者を兼ねることができない。